

「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージ

令和 4 年 3 月 31 日
いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・
「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定

アダルトビデオ（AV）出演強要問題は、被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害である。

令和 4 年 4 月 1 日から施行される成年年齢引下げに伴って、本人の意に反して AV 出演を強要されることが増えるような事態は、何としても回避しなければならない。

このため、改めて、AV 出演強要問題に対して政府一体となって強力に取り組んでいくため、緊急対策パッケージをまとめるものである。

1. 若年層に向けた教育・広報・啓発等の強化

令和 4 年 3 月において、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校等に向け、ポスター、リーフレット、動画を通じた周知、10 代、20 代をターゲットにした SNS 広告による動画の周知を行ってきた。

また、全都道府県に設置されている性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（ワンストップ支援センター）に対して、被害相談があった場合における、弁護士相談や弁護士紹介等の法的支援、警察への相談等の積極的な実施について周知を行った。さらに、日本司法支援センター（法テラス）に対し、ワンストップ支援センターにおいて成年年齢引下げに伴う被害相談があった場合の法的支援について協力を求める事務連絡を発出した。ワンストップ支援センターに対しても、法テラスとの連携について事務連絡を発出した。

さらに、本年 4 月の「若年層の性暴力被害予防月間」において、SNS、トレインチャンネル等を活用し、AV 出演強要を始めとする成年年齢の引下げに係る若年層の性暴力被害予防について、以下のとおり集中的に広報・啓発を行う。

- （1）ポスター、リーフレット、動画、まんがの作成・配布、テレビ、ラジオ、インターネット等のメディアを利用した広報活動
- （2）インフルエンサーや有識者と協働したオンラインイベントの実施
- （3）SNS やトレインチャンネル等を活用した広報

これらに加え、電話や対面での脅し、途中で話が変わる、加害者の都合の良い証拠の形成など AV 出演強要に関する「手口」について、民間の支援団体とも連携して更なる情報収集を行い、注意喚起を図るとともに、教育啓発や各種相談窓口とも情報を共有し、活用を促す。

AV 出演強要問題に関し、「2. 被害者保護に係る各種法制度の運用強化等」における各種法制度等について、学校教育の現場などで、性被害の予防や対処に関する教育を含め、教育啓発を進める。

2. 被害者保護に係る各種法制度の運用強化等

(1) 被害者保護に係る各種法制度の運用強化

A V出演は、性的な行為を内容とするものである。法治国家として、成人として扱われる者の様々な権利・立場を守るため、被害者保護に係る各種法制度を徹底活用し、しっかりと適用することにより、A V出演強要問題に対処することが重要である。

A V出演強要への被害者保護に係る法制度は、以下のとおり多面的・重層的に存在しており、泣き寝入りやあきらめによる撮影を防ぐため、各種法制度の運用を強化する。

また、各種法制度や(2)の自主規制の取組について、ワンストップ支援センター、都道府県警察の本部・警察署・交番等の警察の各種相談窓口、法テラス、人権擁護機関における専用相談窓口等に向けて周知し、対応を強化する。

(例：条文は別添参照)

【民法】

- ・公序良俗違反による無効(第90条)、錯誤や詐欺・強迫による取消し(第95条、第96条)
- ・履行を強制することができない債務(第414条第1項ただし書)

【消費者契約法(対象：消費者)】

- ・重要事項について事実と異なることを告げる(第4条第1項第1号)、被害者が勧誘されている場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず退去させないこと(第4条第3項第1号)等による取消
- ・契約の解除に伴い事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える違約金を定める契約条項(第9条第1号)、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重するものであって、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する契約条項(第10条)などの不当な契約条項の無効

【刑法】

- ・淫行勧誘罪(第182条)、暴行罪(第208条)、脅迫罪(第222条)、逮捕及び監禁罪(第220条)、強要罪(第223条)、強制わいせつ罪(第176条)、強制性交等罪(第177条)など

【労働者派遣法(対象：労働者)】

- ・公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣をした罪(第58条)
[1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金]

【職業安定法(対象：労働者)】

- ・公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で職業紹介、労働者の募集又は供給を行った罪(第63条)[同上]

【労働基準法(対象：労働者)】

- ・法第5条(強制労働の禁止)に違反した罪(第117条)[同上]
- ・法第16条(賠償予定の禁止)に違反した罪(第119条)[6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金]

(2) AV人権倫理機構の自主規制

本年3月23日、AVの業界の健全化を図る第三者的な機関であるAV人権倫理機構から、以下の新たなルールを会員団体に通知している。

①AVへの出演年齢を20歳以上とすることを強く推奨する。

②例外として18、19歳のAV出演希望者を受け入れる場合には、

ア 18歳で高等学校などに在籍する者との契約等を行わないこと、

イ 丁寧な出演意思確認を各工程の際に実施すること、

ウ 顔バレ等リスクの十分な説明や熟慮期間を置くこと など

このような自主規制が行われている中で、ルールを逸脱するような行為があった場合の対応についてAV人権倫理機構も交えて調整・整理する。また、ルールを逸脱する業者が極めて悪質な業者であり、危険性が高いことを周知していく。

以上